



熊本県公報

号外 第 2 5 号

平成 21 年 12 月 22 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

○ 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例	(人事課)	4
○ 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する 条例	(〃)	5
○ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例	(〃)	8
○ 熊本市と下益城郡城南町との合併及び熊本市と鹿本郡植木町との 合併に伴う関係条例の整理に関する条例	(市町村総室)	10
○ 熊本県児童相談所条例の一部を改正する条例	(少子化対策課)	12
○ 熊本県地域医療再生基金条例	(医療政策総室)	13
○ 熊本県健康センター条例を廃止する条例	(健康づくり推進課)	13
○ 熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一 部を改正する条例	(道路保全課)	13
○ 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	14
○ 熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県議 会議員の選挙区の特例に関する条例	(市町村総室)	16

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 非常勤職員である船員に係る業務上及び通勤途上の災害については、これまで船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）による補償の対象とされていたが、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、船員保険が民間の労働者が対象となる労働者災害補償保険に統合されることから、非常勤職員である船員に係る業務上及び通勤途上の災害について、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年熊本県条例第 4 3 号）による補償の対象とする必要が生じたため、関係規定を整備することとした。（第 2 条、第 1 5 条関係）
- 2 この条例は、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 3 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 3 0 号）附則第 3 9 条の規定による保険給付であって、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、同条例の規定による補償は行わないこととした。（附則第 2 項関係）

◇熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 勤務時間の短縮に伴い、次のとおり関係規定を整備することとした。
 - (1) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正【第 1 条】
職員の勤務時間を 1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分に、1 日につき 7 時間 4 5 分に短縮し、併せて再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間を短縮することとした。
 - (2) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第 2 条】
時間外勤務手当の規定の整備を行うこととした。
 - (3) 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第 3 条】
部活動における指導業務に対する教員特殊業務手当を支給する日に勤務時間が 3 時間 4 5 分の日を追加することとした。
 - (4) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正【第 5 条】
時間外勤務手当の規定の整備を行うこととした。

- (5) 熊本県港湾管理条例の一部改正【第 6 条】
使用料の区分に係る勤務時間を午後 5 時 15 分までとした。
- (6) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 7 条】
時間外勤務手当の規定の整備を行うこととした。
- (7) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正【第 8 条】
育児短時間勤務職員の勤務時間を短縮することとした。
- (8) 熊本県手数料条例の一部改正【第 9 条】
手数料の徴収額を増額する時間を午後 5 時 15 分以降とすることとした。
- (9) 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第 10 条】
第 1 号任期付研究員の裁量による勤務の規定の整備を行うこととした。
- (10) 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正【第 11 条】
修学部分休業について、通常の勤務時間の 2 分の 1 の範囲内で 5 分単位で取得できることとした。
- (11) 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正【第 12 条】
高齢者部分休業について、通常の勤務時間の 2 分の 1 の範囲内で 5 分単位で取得できることとした。
- (12) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 13 条】
時間外勤務手当の規定の整備を行うこととした。
- 2 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、次のとおり関係規定を整備することとした。
- (1) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正【第 1 条】
月に 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができることとした。
- (2) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第 2 条】
月に 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を 100 分の 150 に引き上げる等とすることとした。
- (3) 熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正【第 4 条】
2（1）の改正に伴い、関係規定を整備することとした。
- 3 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定された週休日の振替等及び休日の代休日について、経過措置を設けることとした。（附則第 2 項－第 4 項関係）
- 5 次に掲げる条例に規定された休業について、承認の効力及び請求等の取扱いについて経過措置を設けることとした。
- (1) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（附則第 5 項－第 7 項関係）
- (2) 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例（附則第 8 項、第 9 項関係）
- (3) 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（附則第 10 項、第 11 項関係）

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとし、別表を改正することとした。（別表関係）
- (1) 国有財産法に基づく農林水産大臣所管の国有財産に関する事務のうち、市町村管理漁港区域内の事務（第 5 号関係）
移譲先：宇土市、上天草市
- (2) 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受及び消費等の許可、届出の受理、事故対応等に関する事務（第 11 号関係）
移譲先：玉東町、南関町、甲佐町
- (3) 港湾法及び熊本県港湾管理条例に基づく事務のうち、港湾区域及び港湾隣接地域の占用等の許可等に関する事務（第 12 号関係）
移譲先：芦北町
- (4) 旅券法に基づく事務のうち、旅券の申請受付及び交付等に関する事務（新規）
移譲先：人吉市、天草市、上天草市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
- (5) 海岸法及び熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例に基づく事務のうち、海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用の許可等に関する事務（第 17 号関係）
移譲先：宇城市（海岸保全区域に係る事務のみ）、芦北町
- (6) 駐車場法に基づく事務のうち、路外駐車場設置の届出の受理等に関する事務（第 19 号関係）
移譲先：宇土市、阿蘇市、合志市
- (7) 都市計画法に基づく事務のうち、都市計画施設等の区域内における建築の

- 規制及び都市計画決定又は変更にあつての土地の試掘等の許可等に関する事務（第 2 8 号関係）
- 移譲先：合志市
- (8) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務のうち、土地の譲渡の届出の受理等に関する事務（第 3 3 号関係）
- 移譲先：宇城市
- (9) 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の設置等の届出の受理等に関する事務（第 3 6 号関係）
- 移譲先：玉東町、和水町、南関町、長洲町
- (10) 被災市街地復興特別措置法に基づく事務のうち、被災市街地復興推進地区内における建築等の許可等に関する事務（第 3 8 号関係）
- 移譲先：八代市、人吉市、合志市
- (11) 熊本県港湾管理条例に基づく事務のうち、港湾施設の使用等の許可に関する事務（第 5 8 号関係）
- 移譲先：芦北町
- 2 熊本市と城南町及び植木町との合併に伴い、別表中城南町及び植木町に係る規定を整理することとした。（第 4 号、第 1 5 号、第 2 8 号、第 3 3 号、第 6 4 号関係）
- 3 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1（4）の改正中、天草市については平成 2 2 年 2 月 1 日から、人吉市、上天草市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村については平成 2 2 年 6 月 1 日から、苓北町については平成 2 2 年 1 0 月 1 日から、2 の改正は平成 2 2 年 3 月 2 3 日から施行することとした。
- 4 経過措置を定めることとした。（附則第 2 項－附則第 7 項関係）
 - (1) 1 に係る経過措置（（4）を除く）
 - 条例施行の際知事が行つた処分等で現に効力を有するもの又は条例施行日前に知事に対してされた申請等は、条例施行日以後事務を移譲する市町村の長のした処分等又は条例施行日以後事務を移譲する市町村の長に対してされた申請等とみなすこととした。
 - (2) 1（4）に係る経過措置
 - 条例改正前に旅券法の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の規定にかかわらず知事が管理し、及び執行することとした。
 - (3) 2 に係る経過措置
 - 条例施行の際知事又は城南町長若しくは植木町長が行つた処分等で現に効力を有するもの又は条例施行日前に知事又は城南町長若しくは植木町長に対してされた申請等は、熊本市長のした処分等又は熊本市長に対してされた申請等とみなすこととした。

◇熊本市と下益城郡城南町との合併及び熊本市と鹿本郡植木町との合併に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 熊本市と城南町及び植木町との合併に伴い、次に掲げる条例の城南町、植木町及び鹿本郡等に係る規定を整理した。
 - (1) 熊本県家畜保健衛生所条例の一部改正【第 1 条】
 - (2) 熊本県福祉事務所設置条例の一部改正【第 2 条】
 - (3) 熊本県保健所条例の一部改正【第 3 条】
 - (4) 熊本県屋外広告物条例の一部改正【第 4 条】
 - (5) 熊本県流域下水道条例の一部改正【第 5 条】
 - (6) 熊本県地域振興局設置条例の一部改正【第 6 条】
- 2 次に掲げる条例に合併前の城南町及び植木町に係る処分の効力及び申請等の取扱いについて経過措置を設けることとした。
 - (1) 熊本県家畜保健衛生所条例（附則（第 3 項）関係）
 - (2) 熊本県地域振興局設置条例（附則第 1 1 項－第 1 3 項関係）
 - (3) 熊本県熊本県税事務所設置条例（附則第 3 項、第 4 項関係）
 - (4) 熊本県熊本農政事務所設置条例（附則第 3 項、第 4 項関係）
- 3 この条例は、平成 2 2 年 3 月 2 3 日から施行することとした。
- 4 次に掲げる条例に合併後の熊本市の区域のうち、合併前の植木町及び城南町に係る土木に関する事務について、引き続き従前の地域振興局で所管する経過措置を設けることとした。
 - (1) 熊本県地域振興局設置条例（附則第 1 0 項関係）
 - (2) 熊本県熊本土木事務所設置条例（附則第 6 項関係）

◇熊本県児童相談所条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市と鹿本郡植木町との合併に伴い、熊本県中央児童相談所の管轄区域から鹿本郡を削ることとした。（第 2 条関係）
- 2 熊本市が児童相談所を設置することに伴い、熊本県中央児童相談所の管轄区域から熊本市を削ることとした。（第 2 条関係）
- 3 その他文言を整理することとした。（第 2 条、第 3 条－第 6 条関係）

- 4 この条例は、次に掲げる区分に応じ、次に定める日から施行することとした。
 - (1) 1 の改正（「鹿本郡」を削る部分に限る。） 平成 22 年 3 月 23 日
 - (2) 2 の改正（「熊本市、」を削る部分に限る。） 平成 22 年 4 月 1 日
 - (3) (1) 及び (2) 以外の改正 公布の日

◇熊本県地域医療再生基金条例

- 1 熊本県地域医療再生基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 26 年 1 月 31 日限り、その効力を失うこととした。（附則第 2 項関係）

◇熊本県健康センター条例を廃止する条例

- 1 熊本県健康センター条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県道路占用料徴収条例の一部改正【第 1 条】
合併前の下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の区域に係る平成 22 年度分までの道路の占用料について、経過措置を設けることとした。（附則第 6 項関係）
- 2 熊本県流水占用料等徴収条例の一部改正【第 2 条】
合併前の下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町の区域に係る平成 22 年度分までの土地占用料について、経過措置を設けることとした。（附則第 5 項関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 入居者の決定に当たり、優先的な措置を講ずるものに関する規定を整備することとした。（第 6 条関係）
- 2 期間を付して入居決定をすることができることとした。また、やむを得ない事情がある場合には期間を延長することができることとした。（第 8 条関係）
- 3 入居決定者が知事の定める期間内に入居をしないときは、当該入居決定を取り消すことができることとした。（第 9 条関係）
- 4 期限付入居制度の導入に伴い、入居の承継に関する規定を整備することとした。（第 9 条の 3 関係）
- 5 連帯保証人の変更に関する規定を設けることとした。（第 9 条の 4 関係）
- 6 敷金から控除できるものに修繕費用を追加することとした。（第 14 条関係）
- 7 明渡し請求の対象を明示するとともに、県営住宅等の明渡し請求を行った場合、請求の日から明渡し日までの期間について損害金を徴収することができることとした。（第 27 条関係）
- 8 駐車場の明渡し請求後の損害金に関する規定を設けることとした。（第 41 条関係）
- 9 その他所要の改正を行うこととした。
- 10 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 11 改正後の第 27 条第 4 項及び第 41 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の居住及び使用について適用することとした。（附則第 2 項関係）

◇熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

- 1 平成 22 年 3 月 23 日の熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴い当該区域に係る熊本県議会議員の選挙区について、市町村の合併の特例等に関する法律の規定により、当該合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする特例を定めることとした。
- 2 この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行することとした。

条 例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 21 年 1 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 61 号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年熊本
 県条例第43号）の一部を削り、第3号を第2号とする。
 第2条第1項中第2号を削り、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）
 第15条中「、第46条及び第46条」に改める。

附 則
 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
 2 この条例の施行の日に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に
 ついて、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改
 正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、補償
 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償
 に相当するものを受ける場合には、当該者は同条例の規定による補償は行わない。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成21年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第62号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
 （熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）の
 一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に、同条第3項中「16時間から
 32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時
 間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条中「半日勤務時間（勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人
 事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下この条において同じ。）」を「4時間」に、
 「当該半日勤務時間」を「当該4時間の勤務時間」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。
 （時間外勤務代休時間）

第8条の3 任命権者は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本
 県条例第2号）第13条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対し
 て、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わ
 る措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事
 委員会規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務
 時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第10条第1項に規定する休
 日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定すること
 ができ、

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時
 間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務
 することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振
 られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日
 を」（第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休
 日）に改める。

第15条第3項中「（昭和26年熊本県条例第2号）」を削る。

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）
 第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一
 部を次のように改正する。

第12条中「勤務しないときは」の次に「、勤務時間条例第8条の3第1項に規定す
 る時間外勤務代休時間」を加える。

第13条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第3項中「除く。」の
 次に「以下「第3項超過勤務時間」という。」を加え、同条第4項中「8時間」を「7
 時間45分」に改め、「除く。」の次に「以下「第4項超過勤務時間」という。」を加
 え、同条に次の3項を加える。

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤
 務の時間（人事委員会規則で定めるものを除く。）及び第3項超過勤務時間（人事委員
 会規則で定めるものを除く。以下「特定第3項超過勤務時間」という。）及び第4項
 超過勤務時間（人事委員会規則で定めるものを除く。以下「特定第4項超過勤務時間」
 という。）を合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時
 間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用す
 る場合を含む。）第3項及び第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第1
 6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務した時間の区分に
 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 第1項に規定する正規の勤務時間外に勤務した時間 100分の150（その
 時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 特定第3項超過勤務時間及び特定第4項超過勤務時間 100分の50

- 6 勤務時間条例第 8 条の 3 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合に
 おいて、当該時間外勤務代休時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時
 間外勤務手当の支給に際しては、当該時間外勤務代休時間の区分に依り、当該
 各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該時間外勤務代休時間の区分に依り、当該
 (1) 第 1 項に規定する正規勤務時間外勤務代休時間のうち、当該時間外勤務代休時間の区分に依り、当該
 時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150 (その
 かから第 1 項に規定する正規勤務時間外勤務代休時間のうち、当該時間外勤務代休時間の区分に依り、当該
 翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 25 を加算した割
 合) を減じた割合
 (2) 特定第 3 項超過勤務時間及び特定第 4 項超過勤務時間 100 分の 50 から第
 3 項又は第 4 項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合
 7 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間については、前 2 項
 の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同
 項中「第 1 項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 1
 00」とする。
 (熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
 第 3 条 熊本県立学校職員の給与に関する条例 (昭和 29 年熊本県条例第 19 号) の一部
 を次のように改正する。
 第 1 2 条第 9 項第 4 号中「勤務時間が」の次に「3 時間 45 分又は」を加える。
 (熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正)
 第 4 条 熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (昭和 31 年熊本
 県条例第 65 号) の一部を次のように改正する。
 本則ただし書中「第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項」の次に「、第 8 条の 3 第 1 項」を加
 える。
 (熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)
 第 5 条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 (昭和 32 年熊本県条例
 第 40 号) の一部を次のように改正する。
 第 6 条第 3 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。
 (熊本県港湾管理条例の一部改正)
 第 6 条 熊本県港湾管理条例 (昭和 41 年熊本県条例第 42 号) の一部を次のように改正
 する。
 別表第 1 船舶のための給水施設の項中「午後 5 時 30 分」を「午後 5 時 15 分」に改
 める。
 (熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
 第 7 条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 41 年熊本県条例第 4
 6 号) の一部を次のように改正する。
 第 9 条第 3 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。
 (熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)
 第 8 条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例 (平成 4 年熊本県条例第 14 号) の一部
 を次のように改正する。
 第 1 2 条中「20 時間、24 時間又は 25 時間」を「19 時間 25 分、19 時間 35
 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分」に改める。
 第 1 5 条の表第 1 3 条第 1 項の項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改め、同項の次
 に次のように加える。

第 1 3 条第 5 項	第 2 項	熊本県職員等の育児休業等に関する条例 (平成 4 年熊本県条例第 14 号。以下「育児休業条例」という。) 第 1 5 条
第 1 3 条第 6 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第 1 5 条の規定により読み替えられた第 1 3 条第 1 項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 1 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から 100 分の 100 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125) を減じた割合を乗じて得た額とする

第 2 5 条の表第 1 3 条第 1 項の項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改め、同項の次

に次のように加える。

第 1 3 条 第 5 項	第 2 項	熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 1 4 号。以下「育児休業条例」という。）第 2 5 条
第 1 3 条 第 6 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第 2 5 条の規定により読み替えられた第 1 3 条第 1 項ただし書に規定する 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 1 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 5 0（その時間が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、1 0 0 分の 1 7 5）から 1 0 0 分の 1 0 0（その時間が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、1 0 0 分の 1 2 5）を減じた割合を乗じて得た額とする

（熊本県手数料条例の一部改正）

第 9 条 熊本県手数料条例（平成 1 2 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 3 項中「午後 5 時 3 0 分」を「午後 5 時 1 5 分」に改める。

（熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第 1 0 条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 1 5 年熊本県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 2 項中「8 時間」を「7 時間 4 5 分」に改め、同条第 3 項中「第 5 条」の次に「、第 8 条の 3」を加える。

（熊本県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第 1 1 条 熊本県職員等の修学部分休業に関する条例（平成 1 9 年熊本県条例第 6 8 号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項中「1 週間を通じて 2 0 時間」を「当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 に、「3 0 分」を「5 分」に改める。

（熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第 1 2 条 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成 1 9 年熊本県条例第 6 9 号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項中「1 週間を通じて 2 0 時間」を「当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 に、「3 0 分」を「5 分」に改める。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 3 条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 2 0 年熊本県条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条 第 3 項中「8 時間」を「7 時間 4 5 分」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- （熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降の週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合、第 1 条の規定による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第 5 条に規定する人事委員会規則に定める期間に施行日前の期間が含まれるときにおける同条の規定の適用については、同条中「人事委員会規則で定める期間のうち施行日以降の期間」とする。
- この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧勤務時間条例」という。）第 5 条の規定により施行日以後の勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を施行日前の勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は施行日以後の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を施行日前の勤務することを命ずる必要がある日に割り振るとなす。
- この条例の施行の際現に旧勤務時間条例第 1 0 条第 1 項の規定により施行日前の休日と特に勤務を命じ、施行日以降の日を代休日とすることとされている指定は、新勤務時間条例第 1 0 条第 1 項の規定によりされたものとみなす。
- （熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
施行日以後において地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）第 1 0 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をするため、育児休業法第 1 0 条第 3 項の規定による承認又は育児休業法第 1 1 条第 2 項において準用する育児休業法第 1 0

- 第3項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新勤務時間
 条例第2条第1項に規定する週間勤務時間と、育児休業法第10条第2項又は第11条第1項の規
 定による当該承認を請求する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をして
 6 この条例の施行の際現に育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うも
 のとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うも
 のとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うも
 7 この条例の施行の際現に育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
 及びこの施行日以後における勤務の日及び時間帯は、育児休業法第10条第1項各号に適合す
 るように任命権者が定めるものとす。
 (熊本県職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
 8 施行日以後において第11条の規定による改正後の熊本県職員等の修学部分休業に関
 する条例(以下「新修学部分休業条例」という。)第2条に規定する修学部分休業をす
 るため、新修学部分休業条例第2条第1項の規定による承認を受けようとする職員は、
 施行日前において、新修学部分休業条例第2条第1項の規定の例により、当該承認を
 9 この条例の施行の際現に第11条の規定による改正前の熊本県職員等の修学部分休業
 に関する条例第2条に規定する修学部分休業をしている職員に係る当該部分休業の承認
 は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該部分休
 業の期間の末日までの期間において任命権者が当該職員の意見を聞き定める内容の新修
 学部分休業条例第2条第1項に規定する修学部分休業をすることの承認があったものと
 みなす。
 (熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
 10 施行日以後において第12条の規定による改正後の熊本県職員等の高齢者部分休業
 に関する条例(以下「新高齢者部分休業条例」という。)第2条に規定する承認を受けよう
 する職員は、施行日前において、新高齢者部分休業条例第2条第1項の規定の例により、
 当該承認を申請することができる。
 11 この条例の施行の際現に第12条の規定による改正前の熊本県職員等の高齢者部分
 休業に関する条例第2条に規定する高齢者部分休業をしている職員に係る当該部分休業
 の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該
 部分休業の期間の末日までの期間において任命権者が当該職員の意見を聞き定める内容
 の新高齢者部分休業条例第2条第1項に規定する高齢者部分休業をすることの承認があ
 ったものとみなす。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに
 公布する。
 平成21年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第63号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 第1条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例
 第58号)の一部を次のように改正する。
 別表第4号市町村等の欄中「、城南町」及び「、植木町」を削り、同表第5号市町村
 等の欄中「天草市」の次に「、宇土市、上天草市」を加え、同表第11号事務の欄中(27)
 を(29)とし、(26)を(28)とし、(25)を(26)とし、(26)の次に次のように加
 える。
 (27) 施行規則第15条第1項の表の規定による安全な場所の指示に関する事務
 別表第11号事務の欄(24)中「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に、「(16)」
 を「(17)」に改め、同欄(24)を同欄(25)とし、同欄(23)中「(1)」を「(2)」に、
 「(2)」を「(3)」に改め、同欄(23)を同欄(24)とし、同欄(22)中「(7)」を「(8)」
 に改め、同欄(22)を同欄(23)とし、同欄(21)中「(1)」を「(2)」に改め、同欄(21)
 を同欄(22)とし、同欄(20)中「(7)」を「(8)」に改め、同欄(20)を同欄(21)と
 し、同欄(19)中「(1)」を「(2)」に改め、同欄(19)を同欄(20)とし、同欄(18)
 を(19)とし、(1)から(17)までを1ずつ繰り下げ、(1)として次のように加える。
 (1) 法第11条第3項の規定による貯蔵に係る命令に関する事務(施行規則第15条
 第1項の表の規定による安全な場所の指示に係るものに限る。)
 別表第11号市町村等の欄中「(1)から(6)まで、(9)から(14)まで、(19)、(21)、(23)
 及び(27)」を「(1)から(7)まで、(10)から(15)まで、(20)、(22)、(24)、(27)及び(29)」
 に改め、「宇城市、美里町」の次に「、玉東町、南関町、甲佐町」を加え、「(7)、(8)、
 (15)から(18)まで、(20)、(22)及び(24)から(26)まで」を「(8)、(9)、(16)から(19)
 まで、(21)、(23)、(25)、(26)及び(28)」に改め、同表第12号市町村等の欄中「上
 天草市」の次に「(三角港港湾区域及び港湾隣接地域に係る事務を除く。)」を加え、
 「荅北町」を「芦北町、荅北町」に改め、同表中第69号を第70号とし、第65号か

ら第68号までを1号ずつ繰り下げ、同表第64号市町村等の欄中「、城南町」及び「、植木町」を削り、同表第65号とし、同表中第63号を第64号とし、第59号から第62号までを1号ずつ繰り下げ、同表第58号市町村等の欄中「あつては上天草市」の次に「、芦北町」を加え、「天草市、宇城市、長洲町、芦北町」を「天草市、宇城市、長洲町」に改め、同表第59号とし、同表中第57号を第58号とし、第39号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、同表第38号市町村等の欄中「荒尾市」を「八代市、人吉市、荒尾市」に改め、「阿蘇市」の次に「、合志市」を加え、同表第39号とし、同表中第37号を第38号とし、同表第36号市町村等の欄中「合志市」の次に「、玉東町、和水町、南関町、長洲町」を加え、同表第37号とし、同表中第35号を第36号とし、第34号を第35号とし、同表第33号市町村等の欄中「宇土市」の次に「、宇城市」を加え、「植木町」を削り、同表第34号とし、同表中第32号を第33号とし、第29号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、同表第28号市町村等の欄中「、宇城市及び合志市」を「及び宇城市」に改め、「、城南町」及び「、植木町」を削り、「、上天草市及び合志市」を「及び上天草市」に改め、同表第29号とし、同表中第27号を第28号とし、第20号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、同表第19号市町村等の欄中「菊池市」の次に「、宇土市、阿蘇市、合志市」を加え、同表第20号とし、同表中第18号を第19号とし、同表第17号市町村等の欄中「宇土市、上天草市」の次に「、宇城市、芦北町」を、「あつては上天草市」の次に「、芦北町」を加え、同表第18号とし、同表中第16号を第17号とし、同表第15号市町村等の欄中「、城南町」及び「、植木町」を削り、同表第16号とし、同表中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

<p>14 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に規則で定める事務を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理に関する事務 (2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認のための認定に関する事務 (3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定に関する事務 (4) 法第3条第3項（法第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請者の確認等に関する事務 (5) 法第8条第1項（法第9条第3項、第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）及び第3項の規定による一般旅券の交付に関する事務 (6) 法第9条第1項の規定による渡航先の追加の申請の受理に関する事務 (7) 法第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理に関する事務 (8) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理に関する事務 (9) 法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理に関する事務 (10) 法第17条第3項の規定による届出者の確認等に関する事務 (11) 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理に関する事務 (12) 法第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の還付に関する事務 	<p>天草市</p>
---	------------

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第14号市町村等の欄中「天草市」を「人吉市、天草市、上天草市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村」に改める。

第3条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第14号市町村等の欄中「球磨村」の次に「、苓北町」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第64号

熊本県条例第64号 熊本県家畜保健衛生所条例（昭和25年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条 熊本県家畜保健衛生所条例（昭和25年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。
鹿本郡植木町を廃しその区域を熊本市に編入する処分（以下この項において「編入処分」という。）の効力が生ずる際熊本県北家畜保健衛生所長がした鹿本郡植木町の区域に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は編入処分の効力が生ずる日以前に熊本県北家畜保健衛生所長に対してされた鹿本郡植木町の区域に係る申請その他の行為は、編入処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県中央家畜保健衛生所長がした処分その他の行為又は熊本県中央家畜保健衛生所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

別表熊本県中央家畜保健衛生所の項中「下益城郡城南町」を「熊本市」に改め、同表熊本県北家畜保健衛生所の項中「鹿本郡鹿本町」を「山鹿市」に改め、「鹿本郡」を削る。

第2条 熊本県福祉事務所設置条例（昭和26年熊本県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中熊本県鹿本福祉事務所の項を削る。

第3条 熊本県保健所条例（昭和39年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「

山鹿市 鹿本郡

」を「

山鹿市

」に改める。

第4条 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条 第2項中「城南町、」及び「鹿本郡 植木町」を削る。

第5条 熊本県流域下水道条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本北部流域下水道の項中「合志市 植木町」を「合志市」に改める。

第6条 熊本県地域振興局設置条例（平成10年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本県鹿本地域振興局の項中「及び鹿本郡」を削る。

第3条の表水産業に関する事務の項中「、鹿本郡」を削る。

附則に次の4項を加える。

（熊本県と下益城郡城南町の廃置分合及び熊本市と鹿本郡植木町の廃置分合に伴う所管区域の特例）

10 下益城郡城南町を廃しその区域を熊本市に編入する処分及び鹿本郡植木町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる日以後当分の間における知事の権限に属する土木に関する事務に係る第2条の規定の適用について、同条の表所管区域の欄中「山鹿市」とあるのは「山鹿市及び平成22年3月22日における鹿本郡植木町の区域」と、「下益城郡」とあるのは「下益城郡（平成22年3月22日における下益城郡城南町の区域を含む。）」とする。

（熊本県と下益城郡城南町の廃置分合に伴う経過措置）

11 下益城郡城南町を廃しその区域を熊本市に編入する処分（以下この項において「編入処分」という。）の効力が生ずる際熊本県宇城地域振興局長がした下益城郡城南町の区域に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は編入処分の効力が生ずる日以前に熊本県宇城地域振興局長に対してされた下益城郡城南町の区域に係る申請その他の行為（いずれも知事の権限に属する林業普及指導に関する事務に係るものに限る。）は、編入処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県玉名地域振興局長のした処分その他の行為又は熊本県玉名地域振興局長に対してされた申請その他の行為とみなす。

12 下益城郡城南町を廃しその区域を熊本市に編入する処分（以下この項において「編入処分」という。）の効力が生ずる際熊本県八代地域振興局長がした下益城郡城南町の区域に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は編入処分の効力が生ずる日以前に熊本県八代地域振興局長に対してされた下益城郡城南町の区域に係る申請その他の行為（いずれも知事の権限に属する水産業に関する事務に係るものに限る。）は、編入処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県玉名地域振興局長のした処分その他の行為又は熊本県玉名地域振興局長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(熊本市と鹿本郡植木町の廃置分合に伴う経過措置)
 13 鹿本郡植木町を廃しその区域を熊本市に編入する処分(以下この項において「編入処分」という。)の効力が生ずる際熊本県鹿本地域振興局長がした鹿本郡植木町の区域に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は編入処分の効力が生ずる日前に熊本県鹿本地域振興局長に対してされた鹿本郡植木町の区域に係る申請その他の行為(いずれも知事の権限に属する林業普及指導に関する事務に係るものに限る。)は、編入処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県玉名地域振興局長のした処分その他の行為又は熊本県玉名地域振興局長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(熊本県熊本県税事務所設置条例の一部改正)
 第7条 熊本県熊本県税事務所設置条例(平成10年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第2項に見出しとして「(熊本市と下益城郡富合町の廃置分合に伴う経過措置)」を付し、附則に次の2項を加える。

(熊本市と下益城郡城南町の廃置分合に伴う経過措置)
 3 下益城郡城南町を廃しその区域を熊本市に編入する処分(以下この項において「編入処分」という。)の効力が生ずる際熊本県宇城地域振興局長がした下益城郡城南町の区域に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は編入処分の効力が生ずる日前に熊本県宇城地域振興局長に対してされた下益城郡城南町の区域に係る申請その他の行為(いずれも熊本県税条例第3条第1項に規定する事務に係るものに限る。)は、編入処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県熊本県税事務所長のした処分その他の行為又は熊本県熊本県税事務所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(熊本市と鹿本郡植木町の廃置分合に伴う経過措置)
 4 鹿本郡植木町を廃しその区域を熊本市に編入する処分(以下この項において「編入処分」という。)の効力が生ずる際熊本県鹿本地域振興局長がした鹿本郡植木町の区域に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は編入処分の効力が生ずる日前に熊本県鹿本地域振興局長に対してされた鹿本郡植木町の区域に係る申請その他の行為(いずれも熊本県税条例第3条第1項に規定する事務に係るものに限る。)は、編入処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県熊本県税事務所長のした処分その他の行為又は熊本県熊本県税事務所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(熊本県熊本農政事務所設置条例の一部改正)
 第8条 熊本県熊本農政事務所設置条例(平成10年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第2項に見出しとして「(熊本市と下益城郡富合町の廃置分合に伴う経過措置)」を付し、附則に次の2項を加える。

(熊本市と下益城郡城南町の廃置分合に伴う経過措置)
 3 下益城郡城南町を廃しその区域を熊本市に編入する処分(以下この項において「編入処分」という。)の効力が生ずる際熊本県宇城地域振興局長がした下益城郡城南町の区域に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は編入処分の効力が生ずる日前に熊本県宇城地域振興局長に対してされた下益城郡城南町の区域に係る申請その他の行為(いずれも知事の権限に属する農政に関する事務に係るものに限る。)は、編入処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県熊本農政事務所長のした処分その他の行為又は熊本県熊本農政事務所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(熊本市と鹿本郡植木町の廃置分合に伴う経過措置)
 4 鹿本郡植木町を廃しその区域を熊本市に編入する処分(以下この項において「編入処分」という。)の効力が生ずる際熊本県鹿本地域振興局長がした鹿本郡植木町の区域に係る処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は編入処分の効力が生ずる日前に熊本県鹿本地域振興局長に対してされた鹿本郡植木町の区域に係る申請その他の行為(いずれも知事の権限に属する農政に関する事務に係るものに限る。)は、編入処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県熊本農政事務所長のした処分その他の行為又は熊本県熊本農政事務所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(熊本県熊本土木事務所設置条例の一部改正)
 第9条 熊本県熊本土木事務所設置条例(平成10年熊本県条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。
 (熊本市と下益城郡城南町の廃置分合及び熊本市と鹿本郡植木町の廃置分合に伴う所管区域の特例)

6 下益城郡城南町を廃しその区域を熊本市に編入する処分及び鹿本郡植木町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる日以後当分の間における第1条の規定の適用について、同条中「熊本市」とあるのは、「熊本市(平成22年3月22日における下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の区域を除く。)」とする。

附 則
 この条例は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第1条中別表熊本県城北家畜保健衛生所の項中「鹿本郡鹿本町」を「山鹿市」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第65号

熊本県児童相談所条例の一部を改正する条例
熊本県児童相談所条例（昭和39年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。
第2条の見出しを「（名称等）」に改め、同条中「次表」を「次の表」に改め、同条ただし書を削り、同条の表熊本県中央児童相談所の項管轄区域の欄中「熊本市、」及び「鹿本郡」を削る。

第3条を削る。

第4条中「の一時保護施設」を「を一時保護する施設」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定（次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。）、第3条を削る改正規定、第4条の改正規定、同条を第3条とする改正規定及び第5条を第4条とし、第6条を第5条とする改正規定 公布の日

(2) 第2条の表の改正規定（「、鹿本郡」を削る部分に限る。） 平成22年3月23日

(3) 第2条の表の改正規定（「熊本市、」を削る部分に限る。） 平成22年4月1日

熊本県地域医療再生基金条例をここに公布する。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第66号

熊本県地域医療再生基金条例

（設置）

第1条 地域医療の課題の解決を目的として県が策定する熊本県地域医療再生計画に基づく事業を実施するため、熊本県地域医療再生基金（以下「基金」という。）を設置する。（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第6条 知事は、第1条に規定する事業を実施するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成26年12月31日限り、その効力を失う。

熊本県健康センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第67号

熊本県健康センター条例を廃止する条例

熊本県健康センター条例（昭和59年熊本県条例第21号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第68号

熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 (熊本県道路占用料徴収条例の一部改正)
 第1条 熊本県道路占用料徴収条例(昭和43年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に市町村の合併の特例等に
 関する法律第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域(当該
 合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以
 下この項において「旧町村区域」という。)内に係る平成22年度分までの占用料に
 ついては、旧町村区域を町村とみなして、第2条の規定を適用する。

(熊本県流水占用料等徴収条例の一部改正)
 第2条 熊本県流水占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第29号)の一部を次のよ
 うに改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に市町村の合併の特例等に
 関する法律第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域(当該
 合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以
 下この項において「旧町村区域」という。)内に係る平成22年度分までの土地占
 料については、旧町村区域を町村の区域とみなして、第2条の規定を適用する。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第69号

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

熊本県営住宅条例(昭和35年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。
 第6条第1項中「選考は、」の次に「第3条に規定する公募において」を、「した者」
 の次に「(以下「入居申込者」という。)」を加え、同条第2項中「を決定し」を「の決
 定(以下「入居の決定」という。)をし」に改め、同条第4項中「入居の申込みをした者」
 を「入居申込者」に、「20歳未満の子を扶養している寡婦、心身障害者又は特別な事情
 があると認められた者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、「前3項の規定にか
 かわらず、」を削り、「入居者として決定」を「入居の決定を」に改め、同項に次の各号
 を加える。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者
- (3) 配偶者のない者で、20歳未満の子を扶養し、当該子と同居しているもの
- (4) 18歳未満の子を扶養している者のうち特に入居させる必要がある者として規則
 で定めるもの
- (5) 前各号に定める者のほか、知事が特に住宅に困窮している者として規則で定める
 もの

第6条に次の1項を加える。

- 5 知事は、災害、不良住宅の撤去、県営住宅の借上げに係る契約の終了、県営住宅の用
 途廃止又は県営住宅建替事業その他の建替事業による県営住宅の除却その他令第5条に
 定める特別の事由がある者については、前4項の規定にかかわらず、公募を行わず入居
 の決定をすることができる。

第8条を次のように改める。

(期限付入居)

第8条 知事は、第6条第2項、第4項又は第5項に規定する入居の決定をする場合にお
 いて、次の各号のいずれかに該当するときは、入居の期間について有効期間を定めるこ
 とができる。

- (1) 第6条第4項第3号又は第4号に該当する入居申込者のうち規則で定めるものを
 入居させるとき。
- (2) 県営住宅の用途廃止又は県営住宅建替事業その他の建替事業による県営住宅の除
 却が予定されている県営住宅に入居させるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、一時的に住宅に困窮している者として規則で定める
 ものを入居させるとき。

2 前項の有効期間は、10年を超えない範囲内で規則で定める期間とする。

3 第1項の規定により有効期間を定められた入居の決定を受けた入居者は、当該有効期
 間満了する日までに当該県営住宅を明け渡しなればならない。

4 知事は、第1項の有効期間又はこの項の規定により延長された有効期間が満了する日
 において、入居者にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認める場合には、
 5年を超えない範囲内で、当該有効期間を延長することができる。ただし、延長された
 有効期間は規則で定める期限を超えることができない。

第9条第1項中「入居決定者は、」の次に「入居の」を加え、同条第2項中「入居決定
 者が」を「入居決定者は、」に、「同項各号の」を「同項の」に改め、同条に次の1項を

加える。

6 知事は、県営住宅の入居決定者が前項に規定する期間内に入居しないときは、県営住宅入居の決定中「規定する承認」の次に「（この条及び第27条において「入居の承認」という。）」を加え、「のほかに、当該承認」を「のほかに、入居の承認」に、「は、当該承認」を「は、当該入居の承認」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、入居の有効期間を定めるときは、入居の期間に「第8条第1項の規定より入居の期間に有効期間が定められているとき。」（1）第8条第1項の規定より入居の期間に有効期間が定められているとき。（2）入居の承認を受けるものに該当する者が、第6条第4項第3号又は第4号に該当する者のうち規則で定めるもの（この条及び第27条において「入居の承認」という。）のほかに、一時的に住宅に困窮している者として規則で定めるものに対する入居の承認を認めることとする。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により有効期間を定めて入居の承認をする場合に準用する。この場合において、これらの規定中「入居の決定」とあるのは「入居の承認」と読み替えるものとする。

4 入居の承認を受けなければならない。この場合において、同項中「入居決定者」とあるのは「入居の承認を受けた者」と、「入居の決定」とあるのは「入居の承認」とする。

第9条の3の次に次の1項を加える。
（連帯保証人の変更）

第9条の4 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、知事の承認を受けて、連帯保証人を変更しなければならない。

（1）住所又は居所が不明になったとき。
（2）後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。
（3）失業その他事情により保証能力を著しく減少させたとき。
（4）死亡したとき。

2 入居者は、前項の規定により連帯保証人を変更した場合は、第9条第1項に規定する手続（同項第2号に掲げるものを除く。）をしなければならない。この場合において、同項中「入居決定者」とあるのは「入居者」と、「入居の決定の日」とあるのは「第9条の4第1項の知事の承認を受けた日」とする。

第13条第1項中「法第32条第1項」を「第27条第1項」に改める。
第14条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「損害賠償金」の次に「又は第16条第4号の規定により入居者が負担すべき県営住宅の修繕に要する費用のうち負担しているもの」を加える。

第27条第1項を次のように改める。

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者又は同居者に対し、県営住宅の明渡しを請求することができる。

（1）入居者が不正の行為により入居したとき。
（2）入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
（3）入居者が県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
（4）入居者が県営住宅又は共同施設について必要な注意を払わず、これらを正常な状態において維持しなかつたとき。
（5）入居者が県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
（6）入居者が県営住宅の用途を変更したとき（知事の承認を得て他の用途に併用する場合を除く。）
（7）入居者が知事の承認を得ず、入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき。
（8）同居者が入居の承認を得ず、引き続き居住しているとき。
（9）入居者が第8条第3項（第9条の3第3項において準用する場合を含む。）、第9条の3第4項、第9条の4及び第17条から第19条までの規定に違反したとき。
（10）入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
（11）入居者が住宅に困窮しないことが明らかであると認められるとき。
（12）県営住宅の借上げ期間が満了するとき。

第27条第2項中「法第32条第1項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による明渡しの請求を受けた者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

第27条に次の1項を加える。

4 知事は、第1項第2号から第12号までの規定に該当することにより県営住宅の明渡しを請求するときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該県営住宅の相当する額以下の日金銭を徴収するが、毎月、第10条第2項に規定する額の2倍に相当する額以下の日金銭を徴収することができる。

第31条中「第9条の3」を「第9条の4」に改める。

第41条に次の1項を加える。

3 知事は、第1項の規定により駐車場の明渡しの請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、第36条第2項に規定する使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

第46条第1項中「第9条の3」を「第9条の4」に改め、同条第2項中「、「県営住宅管理人」とあるのは「県営改良住宅管理人」と」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第27条第4項及び第41条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の居住及び使用について適用する。この場合において、施行日前に改正前の第27条第1項又は第41条第1項の規定による明渡しの請求が行われ、かつ、施行日後に明渡しが行われたときにおける改正後の第27条第4項又は第41条第3項の規定の適用については、これらの規定中「請求の日の翌日」とあるのは、「平成22年4月1日」とする。

熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第70号

熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成22年3月23日下益城郡城南町及び鹿本郡植木町を廃しその区域を熊本市に編入することに伴う熊本市及び下益城郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第21条第1項の規定により、当該合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日まで間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。